

令和4年度第8回箕面市支援教育充実検討委員会 議事録

日 時：令和4年11月28日（月）午後6時30分から午後8時00分

場 所：オンライン開催

出席者：伊丹委員長、小田委員、野口委員、五十嵐委員、橋本委員、谷口委員、今村委員、柳原委員、吉川委員、ゆうやけの会代表者
新居教員（小学校通級担当者）、文教員（中学校通級担当者）（2人欠席）

事務局：藤迫教育長、藤村副教育長、岡局長、藪本副部長、濱口担当副部長、柴田教職員人事室長兼教育センター所長、金城学校教育監

人権施策室：川田室長補佐、後藤人権教育グループ長、田口参事、大坪参事

傍聴者：11名

1. 開会

（伊丹委員長）

定刻となりましたので、令和4年度第8回箕面市支援教育充実検討委員会を開催いたします。本日の司会を務めます委員長の伊丹です。よろしくお願いいたします。本日は前回に引き続き、通級担当者として、小学校で通級を担当されている新居教員と、中学校で通級を担当されている文教員にもご参加いただきます。それでは、議事に入ります。案件1、「パブリックコメントの実施について」事務局より説明をお願いいたします。

2. 議事

案件1 パブリックコメントの実施について

（事務局：後藤人権グループ長）

事務局より今回のパブリックコメントの手続に関して説明させていただきます。案件の名称は、「箕面市支援教育充実検討委員会の答申（素案）」とし、広く市民のみなさまの意見を聴くことを目的としています。また、実施主体は箕面市支援教育充実検討委員会、事務局は子ども未来創造局人権施策室です。パブリックコメントの対象となる資料は「パブリックコメント手続実施要項」、「箕面市支援教育充実検討委員会 答申素案」、「箕面市支援教育充実検討委員会 答申素案に係る説明資料」の3点です。まず、資料1、「パブリックコメント手続実施要項」に記載されている資料の閲覧場所と閲覧方法についてですが、市のホームページや人権施策室、市役所の行政資料コーナー、豊川支所、止々呂美支所、みのおライフプラザ、西南生涯学習センター、市内の各図書館、らいとびあ21、みのお市民活動センターに資料を設置していただきます。また、子どもに関係する内容ですので、保護者のかたが目にしやすい環境を整えるためにも、各市立保育所、幼稚園、小中学校にも資料を設置していただく予定です。意見の提出期間は、令和4年12月5日（月）から令和5年1月4日（水）までの約1か月間といたします。また、意見の提出方法は、閲覧場所や窓口での提出、郵送、ファクシミリ、電子申請システムによる提出も受け付けております。このような形で、様々な手段を講じまして、皆様からのご意見をいただきたいと思っております。続きまして、意見を提出できるかたについてですが、本市にある保育所、幼稚園、認定こども園に在籍されてる保護者のかたや小学校、中学校、高等学校、大学等に在籍されてるかた、あるいは保護者のかたを対象としております。また、学校に関係なく、箕面市にお住まいのかた、事務所があるかた、勤務されてるかたなど、本市に関わるかたを幅広く募集対象にさせていただきました。また、複数のパブリックコメントが実施されている可能性がございますので、意見を提出される際には、素案の名称の確認と、お名前とご住所のご記載もお願いいたします。提出された意見と箕面市支援教育充実検討委員会の考え方の公表についてですが、素案の閲覧方法と閲覧場所と、同じ方法と場所で、令和5年1月下旬頃に、公表できればと思っております。続きまして、資料2、「箕面市支援教育充実検討委員会 答申素案」について説明をいたします。この資料では、これまで見ていただいた資料の内容を文章化したものとなりますので、皆様にご確認いただきたいと思っております。まず、1ページ目に「今回の検討に至った経緯」と「検討委員会の基本的な考え方」について、記載しております。また、「検討委員会における審議経過」では、7回にわたって審議をしたということと併せまして、開催の日程や議論した内容も記載いたしました。3ページでは、教育委員会から諮問事項が4つございましたので、それぞれの諮問事項に対し、現状と施策の方向性という形で記載いたしました。そして、今回の答申素案では支援教育の多岐にわたる話で、専門的な言葉が出てきておりますので、注釈を加え、10ページに用語集という

形で記載しました。次に、8ページの追加意見事項についてですが、もともとの充実検討委員会の諮問事項ではなかったのですが、4月27日に発出されました国通知につきましても、皆様からご意見をいただきましたので、記載をさせていただきました。また、学校現場をバックアップするということが、箕面市支援教育充実検討委員会からいただきました、『各校を巡回し、学校の困りごとなどに対応することに特化した、「(仮称)支援教育専門員」の人員の配置を検討していただきたい』ということも記載しています。加えて、箕面市支援教育充実検討委員会として、「今回の答申を受けて、箕面市が実施する支援教育に対して来年度以降も、引き続き効果検証を行う必要がある」と記載いたしました。

続きまして、資料3、「箕面市支援教育充実検討委員会 答申素案に係る説明資料」の説明は割愛させていただきますが、文字だけではなく、イラストもあればイメージしていただきやすいと思いますので、こちらの資料も配付したいと思っております。

(伊丹委員長)

ただいまの説明について、ご意見やご質問はございますか。

(新居教員)

丁寧にわかりやすくまとめていただき、ありがとうございます。質問なのですが、意見等を提出できるかたについて、私たち、箕面市に勤める教職員は「(7)本市にある事務所又は事業所がある事業者に勤務しているかた」に入りますか。

(事務局：後藤人権教育グループ長)

現場で働いていただいている先生がたにつきましては、「(7)本市にある事務所または事業所に勤務しているかた」に該当すると思われまので、そちらでご回答いただければと思います。

(伊丹委員長)

ありがとうございました。その他、ご質問やご意見はございますか。

(五十嵐委員)

資料2の6ページに、「支援教育コーディネーターは、専任または担当児童生徒の人数を軽減」というところがありますが、専任の先生をあてがうとなると例えば、支援担任が5人いたとして、そのうちの1人が専任になると、残りの4人で、今まで5人の支援担任が見ていた子どもたちの支援教育のフォローに入るという形になるというふうに読めてしまいます。あるいは、コーディネーターの先生が、今まで25コマのところを、半分の12、3コマにし、残りをほかの先生に割り振る形になると、ほかの先生がたの負担も増えてしまうと思いますので、支援教育コーディネーターを専任にするために、市で加配等を配置するよう、数年かけて検討を求めていくなど、何かしらの文言が必要であると思っています。このまま進んでしまうと、校内の先生から捻出し、専任に充てるという形になってしまいますので、学校の体制としては、先生が1人足りない状況になるのではないかと思いますので、学校に読ませていただきました。保護者のかたも先生が1人減るといふふうに読めてしまう可能性があるかと思っておりますので、確認していただければと思います。

(事務局：後藤人権教育グループ長)

ご意見ありがとうございます。「専任または人数を減らす」につきましては、あくまでも充実検討委員会からのご意見ということで記載をいたしました。今、五十嵐委員におっしゃっていただいた懸念は、学校事情によって当然発生する場合があります。あくまでも、1つの提案という形で、この意見を事務局として検討していく必要があると思っておりますので、そのような点を考慮しながら最終答申を教育委員会で検討を進めたいと思っております。

(伊丹委員長)

その他、ご意見やご質問はございますか。

(五十嵐委員)

9 ページに市の見解として「様々な方策を確実に実施していくことができれば、今回の文部科学省の通知に対しては十分に対応できると考える」とありますが、このように記載しているのかと、すごく懸念しています。文科省から対応できると伝えられているのであれば、大丈夫かと思いますが、そうではありませんので、「答申は答申」というように文科省の方策に従ってくださいというような形になってしまう可能性もあると思いますので、文言を確認するべきであると思います。

(事務局：後藤人権教育グループ長)

ご意見ありがとうございます。箕面市支援教育充実検討委員会でも、ご意見いただいた内容で、皆様から懸念点等をお話しいただいたのですが、伊丹委員長にもおっしゃっていただきましたように、様々な方策を確実に実施していけば個別最適な学びを提供していくというところについては、対応できるのではないかとご意見をいただきましたので、このような文言で記載をさせていただきましたが、伊丹委員長、このあたり含めまして、ご意見いただいてもよろしいでしょうか。

(伊丹委員長)

議論の中で委員の皆様に出していただいた意見を踏まえて方策を進めていくことで、十分対応できると考えています。また、パブリックコメントで意見をいただいたあと修正をしても構わないと考えておりますが、いかがでしょうか。

(事務局：後藤人権教育グループ長)

ありがとうございます。今、伊丹委員長におっしゃっていただきましたようにパブリックコメントで、国通知に関するご意見も恐らくいただくとお思います。そのあたりも含めまして、修正の必要があれば、答申の際に機会を設ける必要もあると思います。いただいたご意見等も踏まえながら、委員の皆様にご意見をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

(伊丹委員長)

その他、ご意見やご質問はございますか。

(新居教員)

9 ページに、「学校の困り事などに対応することに特化した、「(仮称)支援教育専門員」の人員の配置を検討」という記載がありますが、箕面市も約10年ぐらい前まで、巡回相談の専門員がいらしたと記憶しています。その専門員に学校に来ていただき、子どものことや学校体制について、私もアドバイスをもらってよかったという記憶があります。現在、学校に支援学校のリーディングスタッフに来ていただいていると思うのですが、支援教育専門員のことについて教えていただけたらと思います。

(事務局：後藤人権教育グループ長)

ありがとうございます。あくまでも教育委員会内で議論をしている最中のことですので、確定的な情報ではないのですが、このような形で学校現場を回っていただくかたにつきましては、指導主事の先生や、見識のあるかたに寄り添いながら学校を回っていただくという話を事務局ではしています。ただ、これはいただいた意見ですので、確定事項ではないということだけ補足としてお伝えいたします。

(伊丹委員長)

ありがとうございます。後藤人権教育グループ長、10年前には巡回相談の専門員のようなかたがいましたか。

(事務局：後藤人権教育グループ長)

状況把握ができていないため、事務局で確認させていただきます。

(伊丹委員長)

よろしくお願いたします。その他、ご意見やご質問はございますか。

(今村委員)

10ページの用語集にある「支援学級」についてですが、「特別の教育課程による個別又は、少人数の授業を行う」と記載されていますが、私たちの感覚的には、「ともに学び ともに育つ」ということで、みんなの中で学習しているイメージがあります。

(事務局：田口参事)

こちらの特別の教育課程というのは、全ての学校でも本来作成されているものだと思います。「ともに学び ともに育つ」を今後行わないということではなく、基本的に支援学級では、個別や小人数で子どもへ授業を行うという意味合いで記載をしていますので、ご理解いただければと思っております。

(伊丹委員長)

ありがとうございます。国の表記もこのような形になっております。その他、ご質問やご意見はございますか。

(新居教員)

5ページの「支援教育介助員を「(仮称)学びの充実サポーター」に移行する」というところなのですが、学びのサポーターだけでなく、身体介助が必要になるかと思えます。幅を広げることは良いと思いますが、支援学級在籍の児童生徒をまず支援することがすごく大事だというご意見もあったと思います。この点について、介助員の吉川委員と柳原委員のご意見もお伺い出来たらと思いますが、いかがでしょうか。

(吉川委員)

今後、幅が広がるということに関して、不安を抱えている介助員もたくさんいらっしゃいます。また、先生がたからの指示がどのような感じで今後、出るのかという点も重要であると思っております。やはり、支援の子どもを中心に、支援の優先順位をつけていただき、より支援を必要とする児童生徒から、介助員がサポートできる仕組みにさせていただけると、ありがたいなと思っております。

(柳原委員)

吉川委員が言ってくくださったように、1番は子どもたちが困らないように、これまでの方法からがらっと変わったような形にならないで、来年度以降もサポートをできるとありがたいなと思っております。そのことに関して、指示をいただく指示系統など、今後、細かい部分も含めて、一緒に考えていただけたら大変ありがたいと思っております。

(伊丹委員長)

ありがとうございます。今後、そこの部分についての詳細な部分は検討を進めていかなければならないと思います。今回はパブリックコメントをいただくということで、この「(仮称)学びの充実サポーター」という視点でいいと思います。その他、ご意見やご質問ございますか。

(ゆうやけの会代表者)

6ページに「採用された教諭は、教員の視野を広げるために、支援担任を経験するべきである」と記載されていますが、保護者としては、自分の子どもの学びの場が先生がたの練習の場であってほしくないですし、「支援学級担任を教員キャリアの浅い時期に経験する」というところが保護者としてはすごく気になる文章です。全体の流れとしてはとても良いと思っておりますので、この点に関して一定の条件を設けるなど、なにかあれば良いと思えます。

(事務局：後藤人権教育グループ長)

ご意見ありがとうございます。この点はあくまでも1例なのですが、一定の条件を設ける部分や強制ではないということに関しまして、保護者のかたが勘違いをしやすいということであれば、表現について、検討させていただきたいと思えます。

(伊丹委員長)

ありがとうございます。この部分で大事なところですよ。ベテランのかたもいらっしやる中で、ともに支援を考えていく先生がたが多くなれば良いと思います。全ての学級に多様な子どもが在籍するというのを前提に教育が進んでいますので、このような学びは必要だと思っております。その他、ご意見やご質問はございますか。

(野口委員)

まとめていただきありがとうございます。冒頭の「検討に至った経緯と検討委員会の基本的な考え方」について、箕面市が大事にしてきた「ともに学び ともに育つ」教育について、今後もそのような点に触れつつ、一方で、今回のいじめのところでも指摘をされたような合理的配慮がなぜ必要なのかという部分の説明があるといいかと思えます。ただ合理的配慮が不十分だという一文になっているので、なぜ「ともに学び ともに育つ」上で合理的配慮が必要なのかということの説明することで、なぜ答申が求められたのか、なぜその個別的な支援が必要なのかという部分が伝わると思えます。なぜこの点をお伝えするのかと言いますと、やはりこれまで実践されてきてるかたの中には、一緒にいることにすごく価値を置いていただいているかたがすごく多いと思えます。それはすごく大事なことだと思いますし、そこに対してすばらしい歴史というのがあると思えますが、一方で一緒にいるがゆえに、うまく個別的なサポートが得られず、一緒にいながらも排除されてしまっている現状が一部あり、今回のいじめはそうだったと思えます。一緒にいる中で排除が起きるといこと、それはなぜ起きたかということ、やはり合理的配慮がなかったからということだと思います。この答申を受けてともに学ぶ教育が否定されてるのではないかというふうに感じられるかたもいらっしやるかもしれないので、説明が加えられると、なぜ合理的配慮が必要なのかという部分が明らかになり、また、多くの保護者や様々な立場のかたがこれをご覧になるということで、用語説明のところ合理的配慮も入れても良いかと思えます。それも含めて、なぜインクルーシブ教育に合理的配慮が必要なのかという解説を入れていただけると、非常に良いと思えます。

(事務局：後藤人権教育グループ長)

ご意見ありがとうございます。確かに合理的配慮というのは当たり前のように使っている言葉ではありますが、今まで大切にしてきた部分と大切にしてきたけれどもいじめが起きてしまった部分というのはしっかりとわかるような形で記載をしたいと思えます。また、用語集にも合理的配慮を記載するというので、事務局で検討させていただきたいと思えます。

(伊丹委員長)

ありがとうございます。障害者差別解消法の改正の中でもこの合理的配慮が、民間においては努力義務です。大阪府の条例では、義務規定していますので、この言葉の説明は必要かと思えます。その他、ご意見やご質問はございますか。

(事務局：後藤人権教育グループ長)

もしよろしければ小田委員からご意見をいただいてもよろしいですか。

(小田委員)

この9月に文部科学省から特異な才能を持つ子の理解と支援について出たと思えますが、二重の支援が必要な子は箕面市でも結構いると思えます。その子どもたちは学力が高いのでいじめの対象になってしまってることが多いです。そのため、今回は検討するということはなかったですが、国の審議会の動向を踏まえて、また検討していくなど書き加えても良いかと思えます。

(事務局：後藤人権教育グループ長)

貴重なご意見ありがとうございます。事務局といたしましても検討をさせていただきたいと思えます。

(伊丹委員長)

ありがとうございます。国が新たに言っている言葉なので、今のうちに入れておいたほうが良いような気もします。ありがとうございます。その他、ご意見やご質問はございますか。

(橋本委員)

1 ページ目の「基本的な考え方」において、「その背景には、箕面市がともに学びともに育つ教育を大切にし、障害のある子どもと周りの子どもたちが、互いの違いを認め合い、地域社会の中で関わりながらともに生きていく態度を育む「多様性」と「地域性」を大切にし」とありますが、「人権教育」に変更するのはどうでしょうか。

(伊丹委員長)

支援教育や人権教育など様々な教育を含めて教育を進めてきたというふうに私は捉えていました。

(橋本委員)

いじめというのは支援教育での合理的配慮が不十分なところがあったということですので、人権教育の部分でも不十分だったのではないかという自分の反省があり、この文章の中に人権教育という言葉が入ってないので、気になりました。

(伊丹委員長)

事務局としては、どのように捉えていらっしゃいますか。

(事務局：後藤人権教育グループ長)

ご意見ありがとうございます。人権という言葉はないのですが、伊丹委員長におっしゃっていたように支援教育や人権教育など、全てを包括して教育と記載をいたしました。

(橋本委員)

わかりました。ありがとうございます。

(伊丹委員長)

その他、ご意見やご質問はございますか。

(新居教員)

3点教えていただきたいと思います。まず8ページの「人権意識と障害理解について」ですが、具体的に施策の方向性を打ち出したほうがよりわかりやすいのではないかと思います。次に、用語集に通常学級とありますが、私たちとしては一般的には通常の学級と言っていることが多いので通常学級と通常の学級のどちらが正しいのか教えていただけたらと思います。最後に、11ページに支援教育コーディネーターのところの上から3行目のところに、「小・中学校又は盲・聾・養護学校との関係機関」とありますが現在は、特別支援学校や支援学校という言い方になっているかと思いますが、そのあたりのご意見をいただけたらと思います。

(事務局：大坪参事)

ご質問にあったところの「学級づくりを行うことが重要である」や、「自分事として行うことが大切である」という部分の記載なのですが、各学級であったり各学校では、研修をしていただいていたりと、子どもの個性をみとった上で、学習への参加、手立てを考える授業づくりはずっとされてきていると思います。そこに関して、これを絶対してくださいというような記載にすると「現在、していないのではないかと捉えられるのも本意ではないということで、そこを重要に、さらに充実させていってください、ということでこのような記載となっています。いただいたご意見は事務局として、変えていく必要があるのであれば今後検討させていただけたらと思っています。

(事務局：後藤人権教育グループ長)

10ページの通常学級についてですが、国の言い方で言いますと通常の学級という形で多く表現されております。支援学級と通常の学級という言葉のところでひっかかりを持たれると、本意ではないというところがありましたので、通常学級のほうに、今回あえて統一をさせていただいている現状でございます。また11ページの盲・聾・養護学校のところについては、特別支援学校と変更させていただきたいと思います。

(伊丹委員長)

ありがとうございました。その他、ご意見やご質問はございますか。

(野口委員)

国通知についてですが、全国で運用されている特別支援学級と、大阪府や箕面市の中で運用されている特別支援学級の在り方がかなり大きく異なるという点を踏まえた上での通知かと思いますので、箕面市にずっとおられたかたは、なぜこの通知が出たのかよくわからず、背景もよく理解出来ないと思います。国が言っている特別支援学級の運用はもともとこういうものを想定していたけれども、箕面市としては「ともに学び ともに育つ教育」を大事にしてきた観点から、このような運用をしていますが、箕面市の中でも合理的配慮が不十分であったというような課題が見られているので、本来、特別支援学級に在籍するのではなく、通常学級に在籍していても、その子どもに応じた合理的配慮が得られるように、コーディネーターの専任化や「(仮称) 学びの充実サポーター」が充実していきますなど、流れがわかるような記載方法などを検討していただけるとありがたいなと思いました。

(事務局：後藤人権教育グループ長)

ご意見ありがとうございます。大阪府での当たり前が大阪府以外では当たり前ではないという現実を知らないかたも多くいるかと思います。そのため、おっしゃっていただいたように、通知の背景なども踏まえながら表現できる方法がないか、事務局で検討をさせていただきます

(伊丹委員長)

ありがとうございます。その他、ご意見やご質問はございますか。

(新居教員)

このパブリックコメントを実施するにあたり、教職員も意見を書くことができるということですが、今まで保護者や支援担任、通級担当者、介助員など、様々な立場のかたに、箕面市支援教育充実検討委員会の経過を丁寧に説明していただいているんですが、それ以外の教員は、その内容を知らない状態です。各学校で内容の共有もいたしますが、通常学級の担任や教科担任にもこの内容を伝える方法があればいいと思います。

(伊丹委員長)

ありがとうございます。今後、支援教育通常学級の先生がたも含めて、きちんと取り組まなければなりません。事務局、いかがでしょうか。

(事務局：後藤人権教育グループ長)

ご意見ありがとうございます。校長先生や教頭先生にもご説明をさせていただいている部分ではありますが、パブリックコメントの募集にあたり、教職員のご意見もいただきながら、各学校現場にも周知させていただければと思います。

(伊丹委員長)

ありがとうございます。その他、ご意見やご質問はございますか。

(野口委員)

時間的にも難しいと思いますが、東京都での特別支援教育の充実について、パブリックコメントを出した際に、子どもからの意見を募集しました。今後、東京都の特別支援教育を変えていくよというような形で本当に簡単なわかりやすい版を作成し、子どもたちからもパブリックコメントを募集しました。特別支援を受けてる子どもから意見を収集することはなかなかないと思うので、特別支援を受けていない子どもも含めて意見を募集できると、よりよい答申になると思いますので、ご検討いただくと嬉しいです。

(事務局：後藤人権教育グループ長)

ご意見ありがとうございます。正直、この件について把握していませんでしたが、すごくわかりやすそうだと思います。また、現在、学校で学んでいる子どもたちの意見を聴く機会も大事だと思いますので、可能な範囲で対応していきたいと思います。

(野口委員)

ありがとうございます。

(伊丹委員長)

ありがとうございます。それでは、案件2「その他」に移らせていただきます。

案件2 その他

(伊丹委員長)

後藤人権教育グループ長に広島県の小学校に視察に行かれた内容について報告していただきます。

(事務局：後藤人権教育グループ長)

自由進度学習という取組を広島県が行っていると聞きまして、野口委員に事務局が同行させていただいた視察の内容を共有させていただきます。視察の内容について簡単にご説明させていただきます。まず、箕面市からは事務局の金城学校教育監、川田室長補佐と田口参事、後藤が同行しました。広島県からは、学びの変革推進部の村田主任指導主事と山口指導主事に同行いただきました。広島県の廿日市市立宮園小学校に視察に行かせていただき、広島県が取り組んでおられる個別最適な学びに関する実証研究事業に、自由進度学習という取組があり、その内容について視察しました。自由進度学習とは子どもたちがそれぞれの学習計画表に基づいて、自分のペースで教科の内容を学び進める学習方法です。その際、教員は子どもたちの自立学習が成立するように、学習教材や学習環境を整えていくということに取り組まれています。学ぶ姿、目指す姿といたしましては、全ての子どもたちが主体的に学び続けることができる、自立した学び手を育てることを目標とされており、「多様な選択肢を提供する」「自己決定の場を増やす」「学びの主体は子どもたちである」というこの3点を軸にされながら取り組まれています。具体的な手立てといたしましては、学習方法の選択や教科や学習方法の選択、学習環境の工夫、一人一人の学びを支える環境づくり、個への支援、ふりかえりを生かした実態把握等を行いながら、中心の学習を進めるという内容でした。宮園小学校では、6年生と2年生の授業を見学させていただきました。正直、初めて聞いた時点では、どのような学習が行われるのか自分自身は理解が出来ませんでした。子どもたちは自由に教室の移動が行える状況で、自身で計画した自由進度学習の計画に基づき、自分自身で学習を進めるという形でした。今回、特徴的だったのが、教員から一斉指導による授業を一切実施していないということでした。自由と責任に基づいて子どもたちは教科書やプリント、タブレットなどを使いながら各自で学習を進めていました。わからない所については、まずクラスメイトに相談し、それでもわからない場合は教員に聞き、ヒントをもらうという授業形態で行っておられました。まず、6年生の授業では、一つの単元の時間に算数と理科を同時に行うという授業スタイルを行われていました。2つの教室を用いて、写真の右側の教室で算数の授業、写真の左側の教室で理科の授業を行い、教室の移動は自由という形でした。算数の授業では、タブレットやプリント、教科書と様々な学びの選択肢を使いながら子どもたちが学習計画に基づいて自ら学ぶという形でした。学習の順番も子ども自身で選択することができ、算数を全て終了した後、理科の学びを始める子どももいれば、交互に学ぶ子どももいました。理科の授業では先生が言葉で言わなくても、文字で見れば分かる情報や資料を教室の様々な配置し、その子どもたち自身が学んでいくという形でした。このように授業を進めることで、わからない所があった場合、自然とクラスメイトに相談するという空気感が生まれており、教え合うような空気感が出来ているというのが特徴でした。また、子どもたち同士で相談してもわからない所があれば、先生の前に並び、アドバイスやヒント貰い、子どもたちは自席に戻り、タブレットやプリント等を使いながら再度学習を進めていました。自由進度学習では、学習進度が早い子どもも当然います。そのため、その子ども向けの「パワーアッププリント」という追加の学習プリントというものも用意されており、学習計画が全て終了した後、まだ時間があるという場合、学習の手を止めるのではなく、このようなプリントを使い、さらに自分で学習を進めていく、さらに深い進度で学習を進めていくという形になっております。また、広島県の指導主事が子どもにインタビューした際、子どもから「学びの計画を自分で立てるのは楽しい。」という意見があり、とても印象に残っています。

次に2年生の授業を紹介いたします。算数の長さの授業を見学させていただいたのですが、教材は廊下に配置されてました。教材の作成が大変なため、クラス横断や学年横断をすることで、教員の負担を軽減する工夫をされてました。また、子どもたちがゲーム感覚で学べるようにと、1つ1つクリアすると次の問題に進める形式の教材となっていました。内容といたしましては、定規の当てかたな

ども、先生が伝えなくても子どもたち自身が見てわかり、学習できるような環境が整えられてました。こちらの授業でもタブレットやプリント、教材を使いながら学習を進めていました。子どもが、飽きずにゲーム感覚で、学ぶ工夫がされていたことで、授業終了後も休み時間にも関わらず、意欲的に学習を続けられていた様子には衝撃を受けました。いかに子どもたちが楽しみながら学習をしているのかというのがよくわかりました。簡単に総括をさせていただきますが、子どもが主体的に、積極的に学ぶ姿はとても印象的でした。このように自由進度学習というのは一斉指導よりも時間がありますので、個別の支援にかけられる時間が多くなるという効果があります。そのため、個別最適な学びを提供する一つの手法であるというのがよくわかりました。広島県教育委員会のホームページにも紹介動画等がありますので、このような映像等を見ながら教員側のイメージをつくっていくということは可能であると思っております。また、最後に「学び手は常に正しいという意識が大切」ということで、学び手自身の考えは正しいという意識を先生がたに持っていただきたいと思いました。個別最適な学びを提供する好事例ということで共有をさせていただきました。

(伊丹委員長)

ご説明ありがとうございます。非常に斬新な授業で少し驚いております。今の件に関して、ご質問はございますか。

(五十嵐委員)

1クラスの人数を確認したいです。また、教室が2つ並んで、1クラスで2つの教室を使うことが出来ていたのかということについて、お伺いしたいです。

(事務局：田口参事)

この学校では2年生の1クラスの人数は19名で、箕面市の学校の半分ぐらいです。そのため、教室の中でのスペースはとりやすいという条件がありました。また、空き教室をうまく活用されており、そこに体験コーナー等を常設するなど、学校の環境整備は整っていたと思います。

(五十嵐委員)

19人というのは、単学級その人数しかないという意味ですか。それとも、40人を2クラスにしているのでしょうか。

(事務局：田口参事)

38人のため、2クラスなったという経緯です。

(伊丹委員長)

ありがとうございます。その他、ご意見やご質問はございますか。

(事務局：後藤人権教育グループ長)

ご同行いただいた野口先生からのご感想もいただけると幸いです。

(野口委員)

視察しようと思った背景ですが、箕面市支援教育充実検討委員会でもよくお伝えしているとおり、やはり通常学級における全員が同じペースで同じ内容を同じ方法で学ぶという伝統的な一斉指導のスタイルでは、こぼれ落ちてしまう子どももたくさん出てきてしまいます。その子どもたちが、特別支援学級に入っている子どもであったり、不登校になっていると思います。そのため、既存の通常学級の指導スタイルを変えないまま、プラスアルファで様々な支援をつ付け足していくという方法をどこかでやめなければ、通常学級の方法に乗れない子どもたちが増え続けていく一方だと思います。そして、それはインクルージョンとは逆の方向性に行くとして私は考えているので、通常学級のスタイルをどのように変えていくかという観点で、様々な実践が現在、進んでいます。特に広島県では、県が主導で個別最適な学びを推進する課を設けて、このような研究を行っているのです。非常に参考になるのではないかと思います。一緒に視察に行かせていただきました。内容としては、どうしても学習指導要領の縛りがあるため、同じ内容ではありますが、やはり学ぶスピードが異なることと、学び方がすごく特徴的でした。先ほどあったように、教科書を見ている子どももいれば、デジタル教科書やパソコンで動画を何回も繰り返して見てる子どももいました。また、動画での説明を何回も繰り返して見る子どもも

いれば、友達と話し合いながら取り組む子どもや、先生に説明を求める子どもなど学び方も非常に多様です。学び方と学ぶスピードが多様化することにより、多様性が前提となっている授業だったと思っています。当然、課題もあり、先ほどご指摘があったように、少人数で行っているためできるのではないかという声があると校長先生もおっしゃっていました。しかし、一方で校長先生としては学級数が多かったり、人数が多いほうが対話をする人が増えたり、様々な解決が出てきたりするので、良いと思うとおっしゃっていました。また、6年生には、交流及び共同学習で情緒の特別支援学級に在籍している子どもがいて、その子どももやはり自分のスピードで進めていて、かつ、わからないと周りの友達に聞くということも、同時にされていました。補足としてお伝えいたしますが、この自由進度学習は準備がすごく大変なので、全ての単元ではなく、学期で1単元か2単元など選択して行い、先生が持続可能な範囲でやられているというお話でした。このような授業があることによって、他の授業においても「それぞれ違うスピードで学ぶのっておかしくないよね」ということが結構身につく、子どもたち自身が主体的に、自分で計画を立てて学ぶということに繋がるそうです。また、交流及び共同学習をする際に、自由進度学習であれば入りやすいという話もありました。特別支援学級の子どもが通常学級に入っていくにあたって、自由進度学習であれば自分に合ったスピードで学べるので、ともに学ぶということを進めていく上でも、このような授業スタイルを検討していけると良いと思いました。

(伊丹委員長)

ありがとうございました。他はどうでしょうか質問は特にございませんか。大阪の元気な子どもたちも、大人数でやってる姿を、想像すると楽しくなってきますけども、個別最適な学びということで、一人一人のペースに合わせた学習が進んでいけばいいと思いました。ありがとうございました。それでは、その他の案件もよろしいですか。あと何か追加で補足事項ございませんか。事務局から、次の案内などはございませんか。

(事務局：後藤人権教育グループ長)

では次回の案内をさせていただきます。今回、皆様からパブリックコメントの資料につきましてご意見ありがとうございました。12月5日から、パブリックコメントの募集をさせていただきました。1月4日まで募集した後、いただいた意見等を踏まえて、次回の開催で、皆様にいただいたご意見等を確認する場を設けたいなと思っております。次回の開催につきましては、令和5年1月20日金曜日を予定しております。開催時刻、開催方法につきましては、今回と同様で、18時半からZoomにてオンライン開催とさせていただきます。以上となります。

3. 閉会

(伊丹委員長)

以上をもちまして、令和4年度第8回箕面市支援教育充実検討委員会を閉会します。